第 12 回 第 2 農 地 部 会 議 事 録

日 時 令和元年12月17日(火)午後3時00分

場 所 津市一志庁舎 2階 第1会議室

出席部会委員 6 田口 慶則・7 森 哲也・14 宮本 政春・15 守山 孝之

16 中谷 秀也・17 西森 偉統・18 結城 晉三・20 諸戸 善昭

22 中野 たつ子・24 前田 孝幸

以上10名

欠 席 委 員

出席部会員外委員

議 長 第2農地部会長 諸戸 善昭

事務局職員 藤井事務局長・増田主査

総 合 支 所 久居:藤巻担当主幹 一志:柴山担当副主幹

白山:境担当副主幹 美杉:東山担当副主幹

議事録署名者 14 宮本 政春・16 中谷 秀也

事項

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出受理取消願について(所有権移転)

報告第4号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について(所有権移転)

報告第5号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について(使用貸借)

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可取消願いについて(所有権移転)

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可取消願いについて(賃貸借権)

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(所有権移転)

議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(賃貸借権)

議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(使用貸借)

議案第8号 非農地証明願いについて

議案第9号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定 について <別冊> 議 長 それでは、第12回第2農地部会を開会いたします。本日の欠席はなし。出 席委員数は10名でございます。

> 議事に入ります前に、議事録署名者を私の方から指名させていただきます。 14番 宮本 政春委員、16番 中谷 秀也委員の両委員にお願いしたい と思いますのでよろしくお願いします。

> 本部会に付議されました議案につきましては、事前に通知いたしましたとおりでございますのでよろしくお願いいたします。

まず始めに、会長の専決等の報告事項にはいります。

報告第1号から報告第5号につきまして事務局から一括して報告をお願いします。

事務局 それでは、議案書の1ページをお願いいたします。

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。

番号1から2で、合計件数は2件、合計面積は田で6,814㎡でございます。

これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解約したものであります。

2ページから7ページをお願いします。

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、でございます。

番号1から12で、合計件数は12件、合計面積は59,084.67㎡で、その内訳は田が41,414.67㎡、畑が15,944㎡、その他が山林、原野で1,726㎡でございます。

これらにつきましては、相続の届出でございます。

なお、現況地目が農地以外になっているところは、無断転用の可能性がありますので、届出人に対して指導しております。

8ページをお願いいたします。

報告第3号 農地法第5第1項第7号の規定による届出受理取消願いについて(所有権移転)でございます。

番号1 一般個人住宅用地とすることを目的に、令和元年9月25日付けで 受理を受けたものになりますが、譲り受ける名義を単独から、共有名義へ変更 するため、取消しを願い出たものでございます。

なお、当事案は、次の報告第4号、番号1に記載しましたとおり、後日届出がなされ、10月28日付けで改めて受理されております。

以上、件数は1件、面積は畑で、369㎡でございます。

9ページをお願いします。

	報告第4号 農地法第5第1項第7号の規定による届出について(所有権移転)でございます。 番号1 一般個人住宅用地番号2 長屋住宅用地番号3 宅地分譲用地でございます。 以上、合計件数は3件、合計面積は畑で4,308㎡でございます。 10ページをお願いいたします。 報告第5号 農地法第5第1項第7号の規定による届出について(使用貸借)でございます。
	番号1 一般個人住宅用地 でございます。 以上、件数は1件、面積は畑で621㎡でございます。
議長	事務局から報告がありましたとおりでございますので、よろしくお願いします。 次に議案事項に入ります。 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)を 議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
事 務 局	11ページをお願いします。 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)、 でございます。
	番号1、地区 久居、受人、面積 20,595㎡、渡人、面積 2,164㎡、申請地 戸木町北興、台帳地目・現況地目とも田、面積 199㎡。 これにつきましては、受人は、高齢化による労力不足のため営農縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。
	番号2、地区 栗葉、受人、面積 152,341㎡、渡人、面積 2,580㎡、申請地 稲葉町篠原、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,857㎡ 外1筆、合計面積 1,987㎡。これにつきましては、受人は、労力不足のため営農縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。
	番号3、地区 榊原、受人、面積 6,461㎡、渡人、面積 1,975㎡、申請地 榊原町長谷、台帳地目・現況地目とも田、面積 612㎡。 これにつきましては、受人は、労力不足のため営農縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。
	番号4、地区 大井 外、受人、面積 5,274.91㎡、渡

人、面積 1,096 m²、申請地 一志町石橋前沖、台帳
地目・現況地目とも畑、面積 156㎡ 外1筆、合計面積 256㎡。
これにつきましては、受人は、高齢化による労力不足のため営農縮小する渡
人から、耕作利便の良い申請地を譲り受けるものです。
番号5、地区 波瀬、受人、面積 2,182 m²、渡人、
面積 1,892㎡、申請地 一志町波瀬遠河、台帳地目・現況地目
とも田、面積 62㎡ 外4筆、合計面積 1,399㎡。
これにつきましては、受人は、高齢化による労力不足のため営農縮小する渡
人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。
なお、この地区の下限面積については、3,000㎡となっております。
番号6、地区 川合、受人、面積 20,481㎡、
渡人、面積 2,052 m²、申請地 一志町八太野苗、台
帳地目・現況地目とも田、面積 754 m ² 。
これにつきましては、受人は、労力不足のため営農縮小する渡人から申請地
を譲り受け、営農を拡大するものです。
で嵌り支付、 西辰で1位八ヶのものです。
番号7、地区 家城、受人、面積 6,041 m²、渡人、
面積 13,345.74㎡、申請地 白山町北家城八幡、台帳地目・
現況地目とも田、面積 1,164㎡ 外3筆、合計面積 5,587㎡。
これにつきましては、受人は、経営規模を縮小する渡人から申請地を譲り受いた。
け、営農を拡大するものです。
番号8、地区 大三、受人、面積 5,201 m²、渡人、
面積 1,054㎡、申請地 白山町二本木柏原、台帳地目・現況地
目とも田、面積 1,329㎡。
これにつきましては、受人は、労力不足のため営農縮小する渡人から申請地ない。
を譲り受け、営農を拡大するものです。
老只0 地区 好臣 至
番号 9、地区 竹原、受人、面積 0 ㎡、渡人、面積
1,817㎡、申請地 美杉町竹原大垣内、台帳地目・現況地目とも
畑、面積 456㎡ 外4筆、合計面積 1,609㎡。
これにつきましては、受人は、遠方のため営農縮小する渡人から申請地を譲
り受け、空き家取得に伴い新規営農するものです。
なお、この地区の下限面積につきましては、空き家と同時取得の場合、10
0 ㎡となっております。
ロロー 人司 仏坐からの 体 一人司 アキャト・ローファ ローファー
以上、合計件数は9件、合計面積は13,732㎡で、その内訳は、田が1
1,011㎡、畑が2,591㎡、その他が雑種地で130㎡でございます。
ンギれの安併とったよして4 人如私歩利田亜は、曲 <i>比</i> 要為吐公主亜は、ア
いずれの案件につきましても、全部効率利用要件・農作業常時従事要件・下四元辞票件、開発表表といる。
限面積要件・地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しない
ため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

	以上で説明を終わります。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思いま す。1番お願いします。
田口委員	6番 田口です。12月9日に現地確認をして参りました。地元推進委員、 農業委員の諸戸さん、森さんと私と事務局で見て参りました。事務局の説明通 りでございます。
議長	2番・3番お願いします。
森委員	7番 森です。12月9日に現地調査に行って参りました。諸戸部会長、田口さん、地元推進委員と見て参りました。現場はところが現場です。受人がでございます。事務局の説明通りでございます。3番はところです。現地調査も問題なく進みまして、事務局説明通りでございます。
議長	4番・5番お願いします。
宮本委員	14番 宮本です。4番については、家庭の都合ではですが、石橋で営農されています。12月9日に守山会長、推進委員と立ち会いの下、高野の上川原、そのあと石橋をみました。上川原は耕作放棄地になっており、買い取って整理してと、に依頼したようです。 5番、波瀬の。同じ日に現地を確認させてもらいました。入り組んだ田と畑を面倒みている感じで、事務局報告の通りで問題ないと思います。
議長	6番お願いします。
前田委員	24番 前田です。川合のさん、さんの部分です。田から田でそのまま。現地はタマネギが植えてありました。事務局の説明通りです。何も問題ないと思います。
議長	7番お願いします。
西森委員	17番 西森です。12月9日に中谷委員、地元推進委員、私と事務局で見て参りました。場所は。田んぼなんですが、今年は作付けがされてなかったような現状で、事務局の説明通りで問題ないように思います。
議 長	8番お願いします。
中谷委員	16番 中谷です。12月9日に西森委員、地元推進委員と白山総合支所の担当者と見て参りました。田んぼから田んぼということで、何ら問題ないと思います。

議 長	9番お願いします。
結城委員	18番 結城です。12月9日に、地元推進委員と事務局とで現地を確認いたしました。渡人は遠方の兵庫県で生活をしておるということで、耕作が困難です。受人のさんは若いですがやる気のある人。水稲を作りたいということで、地元推進委員に良い場所を探す相談にのってやってくれと、話しをして参りました。若いが立派な人だと思います。
議長	地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見もお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。
部会委員	<一同 意見なし>
議長	それでは、ただいま審議をいただきました議案第1号について、これにご異 議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
議長	異議なしと認めます。よって、議案第1号については許可することに決定し たいと思います。
議長	続きまして、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
事 務 局	13ページをお願いいたします。 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、でございます。 番号1、地区 久居、申請者、申請地 戸木町東羽野、 台帳地目・現況地目とも畑、面積 287㎡。 これにつきましては、申請地を駐車場用地とするものです。 隣接するガソリンスタンドから従業員駐車場として、また、近隣のレストランから来客用駐車場として貸してほしいという要望があり、それら事業所への貸駐車場として利用する計画です。 農地区分は、第2種農地と判断されます。
	番号2、地区 栗葉、申請者、申請地 稲葉町下鴻野、台帳地目 畑、現況地目 雑種地、面積 439㎡。 これにつきましては、申請地を、隣接する農業用倉庫に付随する駐車場用地および荷捌き場用地とするものです。 昭和50年ごろ、隣接地においての倉庫が建設され、の会社が倒産後、申請者の夫が隣接地の土地・建物を買収し、以降、建物の倉庫は、農業用倉庫として利用し、申請地については、隣接地の農業用倉庫に付随する駐車場、荷捌き用地として利用している旨の始末書の提出がありますことか

ら、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。 番号3、地区 栗葉、申請者 、申請地 庄田町貝下 、台 帳地目 畑、現況地目 宅地、面積 111㎡。 これにつきましては、申請地を住宅敷地用地とするものです。 なお、昭和52年ごろ、隣地の土地と一体利用し居宅を建築し、申請地に合 併浄化槽を設置し、一部を花壇として利用した旨の始末書の提出がありますこ とから、これを追認しようとするものです。 農地区分は、第2種農地と判断されます。 番号4、地区 波瀬、申請者 _____、申請地 一志町波瀬遠河 台帳地目 田、現況地目 雑種地、面積 76㎡。 これにつきましては、申請地を駐車場用地、資材置場用地とするものです。 なお、当該地につきましては、平成元年ごろから、隣地にある自己の農業用倉 庫用の駐車場および資材置場用地として利用している旨の始末書の提出があ りますことから、これを追認しようとするものです。 農地区分は、第2種農地と判断されます。 番号5、地区 倭、申請者 、申請地 白山町佐田車垣内 台帳地目 畑、現況地目 田、面積 575㎡の内124㎡。 これにつきましては、申請地を駐車場用地とするものです。 自宅敷地内で自動車の方向転換をすることが非常に困難であるため、自宅の 向かいにある申請地の一部分を駐車場として整備するものです。 農地区分は、第2種農地と判断されます。 以上、合計件数は5件、合計面積は1,037㎡で、その内訳は、田が76 ㎡、畑が961㎡でございます。 いずれの案件につきましても、農地法第4条第6項各号には該当しないた め、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。 議 長 事務局より説明がありましたが、立ち会いした地元委員のご意見をお伺いし たいと思います。 1番お願いします。 6番 田口です。12月9日に現地確認をして参りました。諸戸部会長と、 田口委員 森さん、地元推進委員と行って参りました。場所はの直ぐ隣で、駐車 場に貸してくれということでした。事務局の説明通りです。よろしくお願いし ます。 2番、3番お願いします。 議 長

森委員

7番 森です。12月9日に諸戸部会長、田口さん、私と、地元推進委員と

現地調査に行って参りました。現場は行ったところの畑の中です。

	の農業倉庫ですので、何の問題も無いと思われます。 3番は同じ日に見て参りました。現地はから入ったところ。自宅の 改修工事で浄化槽を設置したということです。事務局の説明通りです。よろし くお願いします。
議 長	4番お願いします。
宮本委員	14番 宮本です。9日の日に見て参りました。現地は区画整理の残余地をもらったということです。区画のややこしいところを今回整理しておこうということで提出されたようで、問題ないと思います。
議長	5番お願いします。
中谷委員	16番 中谷です。12月9日に、西森委員、中谷、地元推進委員と確認を致しました。場所はの所です。さんの敷地は狭く、車を隣の敷地でUターンして迷惑をかけているとのことで、隣接する土地を駐車場にするということで、何ら問題ないと思います。
議 長	地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見もお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。
部会委員	<一同 意見なし>
議 長	それでは、意見もないようですのでお諮かりします。ただいま審議をいただきました議案第2号について、これにご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
議長	異議なしと認めます。よって、議案第2号については許可することに決定したいと思います。
議 長	続きまして、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可取消願いについて(所有権移転)を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
事務局	14ページをお願いいたします。 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可取消願について(所有権 移転)でございます。
	番号1、地区 栗葉、受人、渡人、申請地 久居一色町新畑、台帳地目・現況地目とも畑、面積41㎡ 外1筆、合計面積594㎡。 これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とすることを目的に、平成28年4月25日付けにて許可を受けましたが、契約解除となったため、許

可の取消願いが提出されております。

以上、件数は1件、面積は畑で594㎡でございます。 以上で説明終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議 長 事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。

森 委 員 7番 森です。事務局の説明通りでございます。現場は_____行った畑の まん中です。荒れ地になっておりました。何の問題も無いと思います。

議 長 地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見もお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 ただいま審議をいただきました議案第3号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第3号については承認することに決定し たいと思います。

議 長 続きまして、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可取消願いに ついて(賃貸借権)を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。

事務局 15ページをお願いいたします。

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可取消願について(賃貸借権)でございます。

番号1、地区 波瀬、受人 株式会社 _____ 代表取締役 ____、渡人 ___、申請地 一志町波瀬十王寺___、台帳地目・現況地目とも畑、面積476㎡。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とすることを目的に、令和元年10月17日付けにて許可を受けましたが、権利を賃貸借権から所有権に変更するため、許可の取消願いが提出されております。

なお、当案件に関し、次の議案第5号、番号8において、改めて許可申請がなされております。

以上、件数は1件、面積は畑で、476㎡でございます。

以上で説明終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議 長 事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。

宮本委員	14番 宮本です。事務局の説明通りです。
議長	地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見もお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。
部会委員	<一同 意見なし>
議 長	それでは、ただいま審議をいただきました議案第4号について、これにご異 議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	異議なしと認めます。よって、議案第4号については承認することに決定したいと思います。
議 長	続きまして、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(所有権移転)を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
事務局	16ページをお願いします。 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(所有権移 転)でございます。
	番号1、地区 久居、受人、渡人 有限会社 代表取締役、申請地 久居明神町柏尾、台帳地目・現況地目とも畑、面積 1,176㎡。 これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を農作業場用地、資材置場用地とするものです。なお、受人であるの事業目的に農産物や食品の販売事業があり、資産管理は受人が行い、事業運営は、が出資する事業部門としての法人であるが、農作業場等として運用していくものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。 番号2、地区 久居、受人 株式会社 代表取締役、渡人、申請地 牧町西馬場山、台帳地目・現況地目とも畑、面積 968㎡。 これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光
	そ電施設用地とするものです。 パネル設置面積は、545.82㎡、パネルの設置率は、転用面積の56.4%になります。 農地区分は、第2種農地と判断されます。
	番号3、地区 久居、受人 株式会社 代表取締役、渡人、申請地 牧町西馬場山、台帳地目・現況地目とも畑、面積 198㎡ 外1筆、合計面積 1,567㎡。

発電施設用地とするものです。	
パネル設置面積は、693.00㎡、パネルの設置率は、転用面 2%になります。	槓の44.
農地区分は、第2種農地と判断されます。	
番号4、地区 久居、受人 株式会社 代表取締役	
渡人、申請地 戸木町八丁山、台帳地目・現況は	也目とも畑、
面積 1,501㎡。 これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請	地を容材器
場用地とするものです。	地で貝別国
受人については、太陽光発電事業の関連会社が複数あり、受人を	·含めて、そ
れら関連会社が、隣接地をはじめ、申請地周辺において太陽光発電	事業を多数
手掛けており、その工事用拠点として利用する計画です。	
農地区分は、第2種農地と判断されます。	
番号5、地区 栗葉、受人、渡人、申請地	
出、台帳地目・現況地目とも畑、面積 33㎡ 外1筆、合	
0.8 m^2_{\circ}	
これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請	地を資材置
場用地とするものです。	. 10 - 1 114 1 1
受人はを営んでおり、隣接地が事務所、店舗となってお 大のため、外装工事資材や、簡易倉庫を置く計画です。	り、事業扱
農地区分は、第2種農地と判断されます。	
AND EXPECTION ()	
番号6、地区 大井、受人、渡人、申請地	
仰六反、台帳地目・現況地目とも畑、面積 47㎡ 外1	筆、合計面
積 221 m ² 。 これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請	地な駐古坦
用地とするものです。	地で紅牛物
受人の自宅に駐車場がないため、自宅から向かいに位置する申請	地を利用す
る計画です。	
農地区分は、第2種農地と判断されます。	
来早7 地区 七世 鸡 / 海 / 中詩地	
番号7、地区 大井、受人 <u></u> 渡人 <u></u> 演人 原 ,申請地 仰六反 ,	
積 2 2 2 ㎡。	— , циш
これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請	地を駐車場
用地とするものです。	
受人の自宅に駐車場がないため、自宅から向かいに位置する申請	地を利用す
る計画です。農地区分は、第2種農地と判断されます。	
番号8、地区 波瀬、受人 株式会社 代表取締役	\
渡人、申請地 一志町波瀬十王寺、台帳地目・	
も畑、面積 476㎡。	
11	

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光
発電施設用地とするものです。
パネル設置面積は、323.40㎡、パネルの設置率は、転用面積の67.
9%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。
番号9、地区 家城、受人 株式会社 代表取締役、
渡人、申請地 白山町藤北里、台帳地目・現況地目とも田、
面積 177㎡ 外1筆、合計面積 308㎡。
これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光
発電施設用地とするものです。
パネル設置面積は、305.52㎡、パネルの設置率は、転用面積の99.
2%、実測値で58.2%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。
番号10、地区 家城、受人 株式会社 代表取締
役、渡人、申請地 白山町藤北里、台帳地目・
現況地目とも田、面積 1,368㎡。
これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光
発電施設用地とするものです。
パネル設置面積は、 558.72m^2 、パネルの設置率は、転用面積の $40.$
8%になります。 農地区分は、第2種農地と判断されます。
辰地色力は、角と恒辰地と刊明で40より。
番号11、地区 川口、受人 株式会社 代表取締
役、渡人、申請地 白山町川口大角、台帳地目・
現況地目とも畑、面積 396㎡。
これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光
発電施設用地とするものです。
パネル設置面積は、181.00㎡、パネルの設置率は、転用面積の45.
7%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。
番号12、地区 川口、受人 株式会社 代表取締
役、渡人、申請地 白山町川口大角、台帳地目·
現況地目とも畑、面積 273㎡ 外3筆、合計面積 1,042㎡。
これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光
発電施設用地とするものです。
パネル設置面積は、482.40㎡、パネルの設置率は、転用面積の46.
3%になります。 典地区八は、第2種典地上判断されます。
まった。 農地区分は、第2種農地と判断されます。
農地区分は、第2種農地と判断されます。
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·

発電施設用地とするものです。 パネル設置面積は、482.40㎡、パネルの設置率は、転用面積の47. 1%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。 番号14、地区 川口、受人 株式会社 、渡人 、申請地 白山町川口大角 、台帳地目・ 現況地目とも畑、面積 307㎡ 外5筆、合計面積 1,777㎡。 これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光 発電施設用地とするものです。 パネル設置面積は、578.88㎡、パネルの設置率は、不整形地であり、 進入路を確保するため、転用面積の32.6%になりますが、計画全体として 太陽光発電施設用地として供することが確認できます。 農地区分は、第2種農地と判断されます。 番号15、地区 川口、受人 株式会社 代表取締 役 _____、渡人 ____、申請地 白山町川口大角____、台帳地目· 現況地目とも畑、面積 657㎡ 外1筆、合計面積944㎡。 これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光 発電施設用地とするものです。 パネル設置面積は、482.40㎡、パネルの設置率は、転用面積の51. 1%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。 番号16、地区 倭、受人 株式会社 代表取締役 、申請地 白山町佐田ヒルカワチ 、台帳地目・現況地 目とも畑、面積 1,451㎡。 これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光 発電施設用地とするものです。 パネル設置面積は、608.40㎡、パネルの設置率は、転用面積の41. 9%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。 番号17、地区 奥津、受人 株式会社 _____ 代表取締 役 、 渡人 、 申請地 美杉町奥津中垣内 、 台帳地 目・現況地目とも田、面積 413㎡ 外2筆、合計面積1,661㎡。 これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光 発電施設用地とするものです。 パネル設置面積は、712.00㎡、パネルの設置率は、転用面積の42. 9%になります。 農地区分は、第2種農地と判断されます。 以上、件数は17件、合計面積は16,310㎡、このうち田が3,337 m、mが12, 973mでございます。 いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光

許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局より説明がありましたが、地元委員の立ち会いのご意見をお伺いした いと思います。1番から4番お願いします。

議 長 5番お願いします。

森 委 員 7番 森です。12月9日に調査を行いました。現場は_____の右側の所です。_____さん裏側にあるところです。問題ないと思われますのでよろしくお願いします。

議 長 6番・7番・8番お願いします。

宮本委員 14番 宮本です。9日に地元推進委員、前田委員と私と事務局と立ち会いました。6番と7番は、太陽光の設置を避けるために駐車場用地として買うことにしたということで、両名とも家も南側にあたるところです。駐車場に活用するということで、問題は無いと思います。8番は先ほど出た差し替えのようで問題ないと思います。

議 長 9番・10番お願いします。

西森委員 17番 西森です。9番,10番は隣同士です。12月9日、中谷、西森両委員、地元推進委員、太陽光の業者、事務局で現地を確認させていただきました。 た。 ______ 南側です。すでにきれいに整地されておりました。周りの圃場から一段と高いところで、周りの農地には迷惑をかけない状況ということで見せていただきました。あとは事務局の説明通りです。

議 長 11番から16番お願いします。

中谷委員 16番 中谷です。11番から15番は隣接しておりますので一度に説明させていただきます。12月9日に西森委員、中谷委員、地元推進委員と白山の事務局。12番、13番、14番は守山会長、諸戸部会長、事務局と立ち会いして参りました。場所は____。このあたりは耕作する人がどんどんみえなくなって、いたしかたないのかなという感じです。まだ、2,3軒畑を作って見える方がいて、お話を聞いたところ、一輪車が通るスペースは空けてほしいと要望がありましたので、業者に伝えました。16番は同じ9日の日に、西森委員、中谷委員と地元推進委員、白山の事務局で立ち会いました。場所は____の所、家と家の間でして、南側の家には誰も住んで見えないので迷惑がかかる状態ではないので、問題ないかと思います。よろしくお願いします。

議

長

17番お願いします。

結城委員 18番 結城です。9日に地元推進委員と事務局で現地を確認いたしました。現地は休耕地です。受人は休耕地を譲り受けて太陽光をやりたいということです。去年までは田んぼを耕作していた感じです。まぁしかたがないかなというところです。

議 長 地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見もお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、意見もないようですのでお諮かりします。ただいま審議をいただきました議案第5号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第5号については許可することに決定し たいと思います。

議 長 続きまして、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(賃貸借権)を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(賃貸借権)でございます。

番号1、地区 榊原、受人 _____ 株式会社 代表取締役 ____、 渡人 ____、申請地 榊原町浦ソヤ____、台帳地目・現況地目とも田、 面積 999㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に20年間の賃貸借権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、 $608.4 \, \text{m}$ 、パネルの設置率は、転用面積の $60.9 \, \text{%}$ になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 榊原、受人 _____ 株式会社 代表取締役 ____、 渡人 ____、申請地 榊原町浦ソヤ ____、台帳地目・現況地目とも田、 面積 1,438㎡ 外2筆、合計面積 2,350㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に20年間の賃貸借権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、608.4㎡、パネルの設置率は、転用面積の25.9% となりますが、不整形地であり、樹木の影の影響回避の空間、近隣住宅との距離を保持する空間、隣地宅の裏庭への進入路の確保、メンテナンススペースの確保が必要となり、また同時申請の番号1の案件が隣地であり、一体として太

陽光発電施設用地として利用するため、計画全体として、パネルの有効設置面 積に対するパネル設置率は、43%となります。 農地区分は、第2種農地と判断されます。 以上、件数は2件、合計面積は田で3、349㎡でございます。 いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、 許可要件のすべてを満たしていると考えます。 以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。 事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思いま 長 議 す。 議 長 1番、2番お願いします。 森委員 7番森です。1番、2番は隣接地なので一緒に説明致します。12月9日に 現地調査を行いました。午前中に、諸戸部会長、田口委員、私、地元推進委員。 午後から本庁と、他同じメンバーで伺いました。現場は行ったところ。 住宅地の裏の場所になります。問題なく調査が終わり、事務局の説明通りです ので、よろしくお願いします。 地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見もお伺いしたいと思い 議 長 ます。いかがでしょうか。 部会委員 <一同 意見なし> それでは、意見もないようですのでお諮かりします。ただいま審議をいただ 議 長 きました議案第6号について、これにご異議ございませんか。 <一同 異議なし> 部会委員 議 長 異議なしと認めます。よって、議案第6号については許可することに決定し たいと思います。 続きまして、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請につい 議 長 て(使用貸借)を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。 事務局 議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(使用貸 借) でございます。 番号1、地区 高岡、受人 、渡人 洲合 、台帳地目・現況地目とも田、面積 297㎡。 これにつきましては、借人は、貸人との間に永年間の使用貸借を設定し、申 請地を一般個人住宅用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は1件、面積は田で297㎡でございます。

この案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。

前田委員 24番 前田です。ここは、周辺は全て住宅用地となっております。ここだ けぽつんと空き地になっております。あとは事務局の説明通りでございます。

議 長 地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見もお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、意見もないようですのでお諮かりします。ただいま審議をいただきました議案第7号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第7号については許可することに決定したいと思います。

議 長 続きまして、議案第8号 非農地証明願について、を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。

事 務 局 21ページをお願いします。

議案第8号 非農地証明願について、でございます。

番号1、地区 高岡、願出者 ____、申請地 一志町田尻矢ヅ____、 台帳地目 田、現況地目 宅地、面積 654㎡。

これにつきましては、空中写真撮影記録証明書(撮影年月日 平成2年4月30日)により、昭和50年に申請地隣地に倉庫と共同住宅が建築されて以降、敷地の一部として一体利用され、現在に至ることが確認できることから、申請地は農地以外の用に供され20年以上が経過している土地であり、非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定に該当することから、農地ではない旨の証明をしても差し支えないものと考えます。

以上、件数は1件、面積は田で654㎡でございます。

以上で説明を終わります。ご審議の程よろしくお願いいたします。

議 長 事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。

前田委員 24番 前田です。12月9日に会長、宮本委員、私、事務局と地元推進委員と現地を確認いたしました。事務局説明通り、共同住宅が建てられておりまして、今はきれいに更地になっております。

議 長 地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見もお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、意見もないようですのでお諮かりします。ただいま審議をいただきました議案第8号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第8号については証明することに決定し たいと思います。

議 長 次に別冊でお配りしました 議案第9号 農業経営基盤強化促進法第18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について、を議題といたします。

議 長 事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第9号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集 積計画の決定について、でございます。

> 資料の2枚目、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。 各地区別に、下の合計欄で説明をさせていただきます。

まず、久居地区をご覧ください。田の賃貸借で68, 363 ㎡、畑の賃貸借で8, 749 ㎡、契約件数は38 件でございます。

一志地区につきましては、田の賃貸借で27, 899 ㎡、畑の賃貸借で1, 419 ㎡、契約件数は18件でございます。

白山地区につきましては、田の賃貸借、所有権移転で15,624㎡、畑の 賃貸借で363㎡、契約件数は6件でございます。

美杉地区につきましては、田の賃貸借で2,398㎡、契約件数は1件でございます。

以上、合計で田の集積が、賃貸借、所有権移転を合わせて114,284㎡、 畑の集積が、賃貸借で10,531㎡、合計契約件数は63件、合計面積は1 24,815㎡となっております。

次に認定農業者への集積状況でございます。

地区別の認定農業者への集積は久居地区10件、一志地区で5件、白山地区で3件で、合計18件、合計面積は53,755㎡でございます。

なお、認定農業者への集積率は、件数で28.6%、面積で43.1%となっております。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤 強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

次に、3枚目からの「農用地利用集積計画の概要」でございますが、今回の利用集積計画のうち、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します案件がございますので、ご審議いただくにあたりまして、ご配慮いただきますようよろしくお願いします。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。

今回の案件のうち、始めに、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当する案件について、先にご審議をお願いします。

整理番号6、ほか37件についてです。

委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

この38件についていかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、お諮かりします。ただいま、審議をいただきました38件について、ご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。この案件につきましては適正であると認め、市長に 進達することにいたします。

議 長 入室願います。

< 入 室 >

議 長 それでは、議事参与の制限に該当しない案件につきましてご審議をお願いします。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、ただいま、審議をいただきました案件について、ご異議ございま

	せんか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	ありがとうございます。これらの案件につきましても適正であると認め、市 長に進達することにいたします。
議 長	以上で、本部会に付議されました議案の審議はすべて終了いたしました。 これをもちまして、第12回第2農地部会を閉会します。
	午後4時9分

上記は、第12回第2農地部会の議事を録したものである。

令和元年12月17日

議事録署名者	
議車	